（東京地方検察庁検事）同　矢﨑　敦夫
消費者庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（長崎地方検察庁検事正）同　室井　和弘
（山形地方検察庁検事正）同　柏村　隆幸
辞職を承認する（各通）
（前橋区検察庁副検事）副検事　佐藤　晃
高崎区検察庁副検事に配置換する
（飯塚区検察庁副検事）同　田代　和彦
福岡区検察庁副検事に配置換する
（佐世保区検察庁副検事）同　小林　登
飯塚区検察庁副検事に配置換する
検事　髙瀬　一嘉
平成二十三年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十三年十月三十一日までとする
同　堀　嗣亜貴
平成二十三年司法試験考査委員の併任を解除する
（以上七月一日）

## 農林水産省

（農村振興局整備部農地資源課長）農林水産技官　矢野　均
（総合食料局総務課政策推進室長）同　土居　邦弘
辞職を承認する（各通）（六月三十日）
（農村振興局整備部農村整備官）農林水産技官　瀬戸　淑章
農村振興局整備部農地資源課長に配置換する
独立行政法人国際農林水産業研究センター農村開発領域長　大田　武志
農林水産技官（農村振興局整備部農村整備官）に採用する
（大臣官房政策課調査官）農林水産事務官　神井　弘之
総合食料局総務課政策推進室長に配置換する
（厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課調査官）厚生労働事務官　井上　仁
農林水産事務官（農村振興局農村政策部農村環境課農村環境対策室長）に転任させる
（農村振興局農村政策部農村環境課長）農林水産技官　鈴木　孝文
農村振興局整備部設計課施工企画調整室長に配置換する
（近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長）同　葭井　功治
農村振興局整備部水資源課農業用水対策室長に配置換する
（九州農政局整備部次長）同　渡辺　巧
農村振興局整備部防災課災害対策室長に配置換する
（農村振興局整備部水資源課業用水対策室長）同　太田　勝也
北陸農政局農村計画部長に配置換する
（北陸農政局農村計画部長）同　大澤　祐一
北陸農政局整備部長に配置換する
（消費者庁参事官）内閣府事務官　齋藤　伸郎
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
（北陸農政局整備部長）農林水産技官　國安　法夫
農村振興局整備部付に配置換する
（農村振興局整備部設計課施工企画調整室長）同　阿武　隆弘
農村振興局整備部設計課付に配置換する
（国土交通省道路局環境安全課地域道路調整室長）国土交通技官　髙居　和弘
農林水産技官（農村振興局整備部設計課付）に転任させる
（農村振興局整備部設計課付）農林水産技官　髙居　和弘
内閣府に出向させる
（農村振興局農村政策部農村環境課農村環境対策室長）農林水産事務官　野澤　英児
厚生労働省に出向させる
（農村振興局整備部防災課災害対策室長）農林水産技官　磯部　拓二
国土交通省に出向させる（以上七月一日）

## 水産庁

（水産庁増殖推進部付）農林水産技官　丹羽　行
水産庁資源管理部管理課長に配置換する
（水産庁資源管理部管理課長）同　内海　和彦
水産庁増殖推進部漁場資源課長に配置換する
（水産庁増殖推進部漁場資源課長）同　川村　始
水産庁増殖推進部付に配置換する（以上七月一日）

# 皇室事項

**認証官任命式**

七月五日午後八時四十分、宮中において、国務大臣平野達男及び内閣府副大臣山口壯の認証官任命式が行われた。

**行幸**

天皇陛下は、七月六日午後二時四十分御出門、行政相談委員制度五十周年記念中央式典に御臨席のため、グランドアーク半蔵門（千代田区）へ行幸、同三時三十二分還幸になった。

# 官庁報告

## 官庁事項

**株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について**

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十八条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫から平成23年6月27日付け83企第2号をもって「危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について」が下記のとおり報告されたことから、同条第二項の規定に基づき、その内容を公示する。

平成23年7月8日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について

1．平成23年3月期（第82期）の危機対応準備金及び特別準備金の額

危機対応準備金　1,500億円
特別準備金　4,008億円

2．平成24年3月期（第83期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠

(1) 平成24年3月期（第83期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し

危機対応準備金　1,500億円（前年同期比変わらず）
特別準備金　4,008億円（前年同期比変わらず）

(2) 危機対応準備金及び特別準備金の額の見通しの根拠

平成24年3月期（第83期）は欠損のてん補及び国庫納付のいずれも予定していないため

## 法務

**公証人任免**

東京法務局所属公証人瀬戸正義は願により公証人を免ぜられた。

平林慶一は公証人に任命され、東京法務局所属公証人瀬戸正義の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人渡邊公進は願により公証人を免ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人川勝隆之は元公証人松井賢徳の後任を免ぜられ、公証人渡邊公進の後任を命ぜられた。

盛岡地方法務局所属公証人梅津侃二は願により公証人を免ぜられた。

松原秀人は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人梅津侃二の後任を命ぜられた。

松山地方法務局所属公証人斉藤登は願により公証人を免ぜられた。

植田和男は公証人に任命され、松山地方法務局所属公証人斉藤登の後任を命ぜられた。（以上七月1日）（法務省）

# 公告

## 諸事項

**信託会社に対する行政処分の公告**

信託業法（平成16年法律第154号）第45条第1項の規定に基づき、下記のとおり信託会社に対して業務の一部の停止を命じたので、同法第48条の規定により公告する。

記

1．商号　ライツ信託株式会社
2．本店所在地　愛知県名古屋市中区錦一丁目4番16号
3．登録番号　東海財務局長（信2）第1号
4．行政処分の年月日　平成23年6月30日
5．行政処分の内容　平成23年7月5日（火）から平成24年1月4日（水）までの間、信託業にかかる業務（平成23年7月4日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、平成23年6月30日付業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

平成23年7月8日
東海財務局長心得　西山　巨章